

横須賀市報

第1879号

発行日 発行所 横須賀市小川町11番地
毎月 横須賀市役所
10日 編集兼 横須賀市長
25日 発行人 上地克明
印刷所 (有)宮村印刷所

目次

- 告示
- ◇水防法に基づく雨水出水浸水想定区域の指定について…………… 15263
- ◇市道路線廃止について…………… //
- ◇道路区域変更及び供用開始について…………… //
- 公告
- ◇固定資産税・都市計画税の納税通知書の公示送達…………… //
- ◇国民健康保険料に係る配当計算書の公示送達…………… 15264
- ◇固定資産税・都市計画税ほか2件の督促状の公示送達…………… //
- ◇市民税・県民税の納税通知書の公示送達…………… //
- ◇自動車臨時運行許可番号標の無効について…………… //
- 上下水道局告示
- ◇指定給水装置工事事業者の指定について…………… //
- ◇指定下水道工事店の指定辞退について…………… //
- 農業委員会告示
- ◇農業委員会総会の招集について…………… 15265

告示

横須賀市告示第1号 (令和6年1月10日 掲示済)

水防法(昭和24年法律第193号)第14条の2第2項の規定に基づき、別図のとおり令和6年1月1日から雨水出水浸水想定区域を指定しました。

その関係図面は、横須賀市上下水道局技術部計画課において告示の日から一般の縦覧に供します。

令和6年1月10日

横須賀市長 上地克明

(別図略)

横須賀市告示第2号

市道路線廃止に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和6年1月10日

横須賀市長 上地克明

路線名	起終	点	重要な経過地
1,779	岩戸1丁目1374番の39地先から 岩戸1丁目498番の1地先まで		
6,155	武3丁目4133番の8地先から 武3丁目4086番の1地先まで		

横須賀市告示第3号

道路区域変更及び供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和6年1月10日からその供用を開始します。

その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和6年1月10日

横須賀市長 上地克明

路線名	旧新別	区	間	敷地の幅員	延長
1,524	旧	森崎2丁目1675番の1地先から 森崎2丁目1801番の1地先まで		メートル 2.1~2.2	メートル 22.1
	新	森崎2丁目1675番の1地先から 森崎2丁目1801番の1地先まで		2.1~3.1	22.1
4,250	旧	不入斗町3丁目21番の59地先から 不入斗町3丁目22番の105地先まで		6.9~12.3	19.5
	新	不入斗町3丁目21番の59地先から 不入斗町3丁目23番の16地先まで		6.9~15.8	19.9
4,360	旧	上町1丁目58番の31地先から 上町1丁目59番の1地先まで		8.8~12.1	16.4
	新	上町1丁目58番の5地先から 上町1丁目59番の1地先まで		8.8~12.1	16.4

公告

横須賀市公告第269号 (令和5年12月26日 掲示済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

ら申出があるときは交付します。

令和5年12月26日

横須賀市長 上地克明

年度	税目	備考
令和5年度	固定資産税 都市計画税	1月随時分

(別紙略)

横須賀市公告第 270 号 (令和5年12月26日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年12月26日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 1 号 (令和6年1月5日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和6年1月5日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	期 別	発 付 年 月 日
令和2年度	固定資産税 都市計画税	第3期分	令和5年12月4日
		第4期分	令和5年12月4日
令和3年度	固定資産税 都市計画税	第2期分	令和5年12月4日
		第3期分	令和5年12月4日
		第4期分	令和5年12月4日
令和4年度	市 民 税 県 民 税 (普通徴収)	第3期分	令和5年11月28日
		第4期分	令和5年11月28日
	固定資産税 都市計画税	第2期分	令和5年12月4日
		第3期分	令和5年12月4日
令和5年度	市 民 税 県 民 税 (普通徴収)	第2期分	令和5年9月28日
		第3期分	令和5年11月29日
	固定資産税 都市計画税	第2期分	令和5年12月4日

(別紙略)

横須賀市公告第 2 号 (令和6年1月5日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和6年1月5日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	備 考
令和5年度	市 民 税 県 民 税	定期賦課分

(別紙略)

横須賀市公告第 3 号

次の自動車臨時運行許可番号標は、亡失したので無効とします。

令和6年1月10日

横須賀市長 上 地 克 明

記 号	番 号
横浜 横須賀	32-10
横浜 横須賀	16-23
横浜 横須賀	32-07
横浜 横須賀	32-51
横浜 横須賀	16-65
横浜 横須賀	15-69
横浜 横須賀	32-56
横浜 横須賀	31-67
横浜 横須賀	31-70
横浜 横須賀	16-51
横浜 横須賀	32-32
横浜 横須賀	31-95
横浜 横須賀	31-81
横浜 横須賀	16-48
横浜 横須賀	32-28
横浜 横須賀	31-91
横浜 横須賀	16-63
横浜 横須賀	42-92
横浜 横須賀	16-66
横浜 横須賀	32-19
横浜 横須賀	43-06
横浜 横須賀	43-04
横浜 横須賀	42-97
横浜 横須賀	32-33
横浜 横須賀	32-15
横浜 横須賀	32-09
横浜 横須賀	31-63
横浜 横須賀	16-39

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第 1 号

横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）第11条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和6年1月10日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代 表 者 名	所 在 地	指定年月日	有効期限
647	株式会社サガミ	水 澤 孝	横須賀市衣笠町45番19号	令和5年 12月21日	令和10年 12月20日

横須賀市上下水道局告示第 2 号

指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第 7 条の規定に基づき、次のとおり指定下水道工事店の指定を辞退する旨届出がありました。

令和6年1月10日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工事店名	代表者名	所在地	届出年月日
須364	株式会社ソリド・ワン	有馬弘宣	東京都西東京市東伏見三丁目8番13号	令和5年12月20日

農業委員会告示

横須賀市農業委員会告示第1号 (令和6年1月4日
掲 示 済)

令和6年第1回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集します。

令和6年1月4日

横須賀市農業委員会
会長 岩澤健和

- 日時 令和6年1月10日午後3時
- 会議開催の場所 横須賀市役所301会議室
- 会議に付議すべき事項
 - 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
 - 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
 - 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る進達について
 - 非農地証明申請について
 - 相続税納税猶予に関する適格者証明について
 - 農地の転用事実に関する照会に対する回答について
 - 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について
 - 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について